

平成22年7月15日京都市公告（京都市嵐山東児童館の臨時休館）において、京都市嵐山東児童館を平成22年8月21日（土）まで臨時に休館することを承認したが、京都市嵐山東児童館の指定管理者である社会福祉法人京都社会福祉協会から、京都市児童館及び学童保育所条例第4条第3項の規定に基づき、再開することについて、次のとおり申請があったため、これを承認しました。

平成22年8月5日

京都市長 門川 大作

1 再開する施設

京都市嵐山東児童館

2 再開する日

平成22年8月9日（月）

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）